

税理士による 所得税・消費税申告個別相談会

商工会では、『派遣税理士による所得税・消費税申告個別指導相談会』を開催しますので、ご利用ください。

期間中は混雑も予想されますので、ご相談はお早めをお願いします。

コロナ感染症感染防止のため完全予約制

あらかじめ、希望日時等のご連絡をお願いします。



◎派遣税理士による申告相談日(予定)

商工会館	2月16日(水)・2月24日(木) 3月1日(火)・3月4日(金)	午前10時～ 午後4時
------	--------------------------------------	----------------

*派遣税理士による消費税の申告書作成相談は、簡易課税を選択している個人事業者で税理士会指定の消費税計算準備表に記入された方のみを対象とします。

*2月24日・3月4日は税理士の代理送信によりマイナンバーカードがなくても電子申告ができます。希望者は事前に商工会にご連絡下さい。

◎商工会職員による決算相談日

商工会館	2月1日(火)～3月14日(月) 土・日・祝日を除く	午前9時～ 午後4時
秋山支所 3階中会議室	2月16日(水)～2月18日(金) 3日間	午前10時～ 午後3時

【持参していただく書類等】

- ◇前2年分の決算書・申告書の控え
- ◇決算関係の集計表等
- ◇国民年金・生命保険・地震保険・小規模企業共済等の控除証明書
- ◇医療費控除明細書・住宅借入残高証明書等(控除する方のみ)
- ◇源泉徴収簿・源泉徴収票等
- ◇印鑑(シャチハタ等を除く)
- ◆マイナンバー確認書類(マイナンバーカードまたはマイナンバー通知書+免許証等)
- ◆税務署から送付された「お知らせはがき」または「通知書」
- ◇社会保険料の納付金額

所得税・個人事業者の消費税の確定申告期間は

所得税 **2月16日(水)～3月15日(火)** 消費税 **3月31日(木)まで**

ご予約・お問い合わせはお気軽にお電話で

上野原市商工会 Tel 63-0638